

戸籍附票システム標準仕様書 (案) 説明資料

令和3年12月23日

目次

1. 住民記録システム標準仕様書と戸籍附票システム標準仕様書との構成比較
2. 戸籍附票システム標準仕様書の全体構成（案）
3. 論点
4. その他継続検討事項

1. 住民記録システム標準仕様書と戸籍附票システム標準仕様書との構成比較(1 / 1 2)

■ 詳細については資料4「住民記録・印鑑登録システム標準仕様書・附票部会報告書との比較表」を参照ください。

住民記録システム		戸籍附票システム		
章	項目	記載有無	項目	記載無しの理由
第1章 本仕様書について	1. 背景	○	1. 背景	—
	2. 目的	○	2. 目的	—
	(1) 目指す姿	○	(1) 目指す姿	—
	(2) 本仕様書の目的	○	(2) 本仕様書の目的	—
	3. 対象	○	3. 対象	—
	(1) 対象自治体	○	(1) 対象自治体	—
	(2) 対象分野	○	(2) 対象分野	—
	(3) 対象項目	○	(3) 対象項目	—
	デジタル社会を見据えた対応	○	デジタル社会を見据えた対応	—
	4. 本仕様書の内容	○	4. 本仕様書の内容	—
	(1) 本仕様書の構成	○	(1) 本仕様書の構成	—
	(2) 標準準拠の基準	○	(2) 標準準拠の基準	—
	(3) 想定する利用方法	○	(3) 想定する利用方法	—

【凡例】○：住基と同等の項目が存在している。×：存在していない。★：独自の項目が設けられている。

1. 住民記録システム標準仕様書と戸籍附票システム標準仕様書との構成比較(2 / 12)

住民記録システム		戸籍附票システム		
章	項目	記載有無	項目	記載無しの理由
第1章 本仕様書について	(4) 本仕様書の改定	○	(4) 本仕様書の改定	—
	各自治体の調達仕様書の範囲との関係	○	各自治体の調達仕様書の範囲との関係	—
第2章 標準化の対象範囲	標準化の対象範囲	○	標準化の対象範囲	—
第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	○	1. 業務フロー (別紙)	—
	2. ツリー図	※	今後策定予定	—
第4章 機能要件	1 管理項目	○	1 管理項目	—
	1.1 住民データ	○	1.1 附票データ	—
	1.1.1 日本人住民データの管理	○	1.1.1 戸籍の附票データの管理	—
	1.1.2 外国人住民データの管理	×	—	外国人住民は附票の対象外のため
	1.1.3 個人票/世帯票	×	—	住基業務固有の機能のため
	1.1.4 改製	○	1.1.2 改製	—

1. 住民記録システム標準仕様書と戸籍附票システム標準仕様書との構成比較(3 / 12)

住民記録システム		戸籍附票システム		
章	項目	記載有無	項目	記載無し理由
第4章 機能要件	1.1.5 除票	○	1.1.3 戸籍の附票の除票	—
	1.1.6 空欄	○	1.1.5 空欄	—
	1.1.7 旧氏・通称	×	—	住基業務固有の機能のため
	1.1.8 年月日の管理	○	1.1.6 年月日の管理	—
	1.1.9 年月日の表示	○	1.1.7 年月日の表示	—
	1.1.10 世帯主	×	—	住基業務固有の機能のため
	1.1.11 続柄	×	—	住基業務固有の機能のため
	1.1.12 本籍・筆頭者	○	1.1.9 本籍・筆頭者	—
	1.1.13 宛名番号・世帯番号	○	1.1.10 戸籍附票宛名番号、附票番号	—
	1.1.14 統合記載欄	×	—	住基業務固有の機能のため
	1.1.15 メモ	○	1.1.14 メモ	—
	1.1.16 支援対象者管理	○	1.1.11 支援対象者管理	—
1.1.17 郵便番号	○	1.1.15 郵便番号	—	

1. 住民記録システム標準仕様書と戸籍附票システム標準仕様書との構成比較(4 / 12)

住民記録システム		戸籍附票システム		
章	項目	記載有無	項目	記載無し理由
第4章 機能要件	1.1.18 フリガナ	○	1.1.12 フリガナ	—
	1.1.19 氏名優先区分	×	—	住基業務固有の機能のため。
	—	★	1.1.4 改製不適合戸籍の附票の管理	—
	—	★	1.1.8 在外選挙人及び在外投票人登録市区町村名	—
	—	★	1.1.13 備考	—
	1.2 異動履歴データ	○	1.2 異動履歴データ	—
	1.2.1 異動履歴の管理	○	1.2.1 異動履歴の管理	—
	1.2.2 異動事由	○	1.2.2 異動事由	—
	1.3 その他の管理項目	○	1.3 その他の管理項目	—
	1.3.1 入力場所・入力端末	○	1.3.1 入力場所・入力端末	—
	1.3.2 住居表示・地番管理、番地・枝番等コード管理	×	—	住所欄と異なり、戸籍の表記に準ずるものであるため。
	1.3.3 住所辞書管理	○	1.3.2 住所辞書管理	—

1. 住民記録システム標準仕様書と戸籍附票システム標準仕様書との構成比較(5 / 12)

住民記録システム		戸籍附票システム		
章	項目	記載有無	項目	記載無し理由
第4章 機能要件	1.3.4 方書管理	×	—	住所欄と異なり、戸籍の表記に準ずるものであるため。
	1.3.5 地区管理	×	—	住所欄と異なり、戸籍の表記に準ずるものであるため。
	1.3.6 和暦・西暦管理	○	1.3.3 和暦・西暦管理	—
	1.3.7 公印管理	○	1.3.4 公印管理	—
	1.3.8 交付履歴の管理	○	1.3.5 交付履歴の管理	—
	1.3.9 認証者	○	1.3.6 認証者	—
	2 検索・照会・操作	○	2 検索・照会・操作	—
	2.1 検索	○	2.1 検索	—
	2.1.1 検索機能	○	2.1.1 検索機能	—
	2.1.2 検索文字入力	○	2.1.2 検索文字入力	—
	2.1.3 基本検索	○	2.1.3 基本検索	—
	2.2 照会	○	2.2 照会	—

1. 住民記録システム標準仕様書と戸籍附票システム標準仕様書との構成比較(6 / 12)

住民記録システム		戸籍附票システム		
章	項目	記載有無	項目	記載無し理由
第4章 機能要件	2.2.1 異動履歴照会	○	2.2.1 異動履歴照会	—
	2.2.2 交付履歴照会	○	2.2.2 交付履歴照会	—
	2.2.3 文字コード照会等	○	2.2.3 文字コード照会等	—
	2.2.4 支援対象者照会	○	2.2.4 支援対象者照会	—
	2.3 操作	○	2.3 操作	—
	2.3.1 処理画面	○	2.3.1 処理画面	—
	2.3.2 キーボードのみの画面操作	○	2.3.2 キーボードのみの画面操作	—
	3 抑止設定	○	3 抑止設定	—
	3.1 異動・発行・照会抑止	○	3.1 異動・発行・照会抑止	—
	3.2 他システム連携	×	—	住基への連携については3.2.支援措置に含む。戸籍への連携については連携として記載するか検討中。
	3.3 消除対象者記載	×	—	戸籍の附票においては除票となった個人を含む場合もエラーとしないため。
	3.4 支援措置	○	3.2 支援措置	—

1. 住民記録システム標準仕様書と戸籍附票システム標準仕様書との構成比較(7 / 12)

住民記録システム		戸籍附票システム		
章	項目	記載有無	項目	記載無し理由
第4章 機能要件	3.5 住民異動不受理	×	—	住基業務固有の機能のため。
	4 異動	○	4 異動	—
	4.0.1 異動者	○	4.0.1 異動者	—
	4.0.2 異動先世帯、異動による消除	×	—	住基業務固有の機能のため。
	4.0.3 異動日・処理日	○	4.0.2 異動日・処理日	—
	4.0.4 世帯主不在となる場合の処理～4.0.7 方書入力補助	×	—	住基業務固有の機能のため。
	4.0.8 審査・決裁	○	4.0.3 審査・決裁	—
	4.0.9 入力確認・修正	○	4.0.4 入力確認・修正	—
	4.0.10 一括入力	○	4.0.5 一括入力	—
	4.1 届出	×	—	附票独自の届出に基づく処理が無いため(支援措置、証明発行は該当項目に記載)。
	4.2 職権	○	4.1 職権	—
	4.2.0.1 職権による住民票の記載等	○	4.1.1 戸籍の届出に基づく戸籍の附票の職権記載等	—

1. 住民記録システム標準仕様書と戸籍附票システム標準仕様書との構成比較(8 / 12)

住民記録システム		戸籍附票システム		
章	項目	記載有無	項目	記載無し理由
第4章 機能要件	4.2.0.2 届出の準用～ 4.2.3.1 修正	×	—	住基業務固有の機能のため。
	4.2.3.2 軽微な修正	○	4.1.4 軽微な修正	—
	4.2.3.3 誤記修正	○	4.1.5 誤記修正	—
	—	★	4.1.2 在外選挙人及び在外投票人名簿登録市区町村の異動	—
	—	★	4.1.3 CSから受信した戸籍の附票記載事項通知及び本籍転属通知の取込	—
	4.3 住民票コードの異動～4.6.1.1 (申出による) 異動の取消し	×	—	住基業務固有の機能のため。
	5 証明	○	5 証明	—
	5.1 証明書記載事項	○	5.1 証明書記載事項	—
	5.2 世帯員の並び順	○	5.2 同一の戸籍の附票の者の並び順	—
	5.3 フリガナ	×	—	現時点では公証項目としていないため。
	5.4 方書の記載	○	5.3 方書の記載	—
5.5 発行番号	○	5.4 発行番号	—	

1. 住民記録システム標準仕様書と戸籍附票システム標準仕様書との構成比較(9 / 12)

住民記録システム		戸籍附票システム		
章	項目	記載有無	項目	記載無し理由
第4章 機能要件	5.6 公印・職名の印字	○	5.5 公印・職名の印字	—
	5.7 公用表示	○	5.6 公用表示	—
	5.8 文字溢れ対応	○	5.7 文字溢れ対応	—
	6 統計	○	6 統計	—
	6.1 統計	○	6.1 統計	—
	7 連携	○	7 連携	—
	7.1 CS連携・番号連携	○	7.1 CS連携	—
	7.1.1 CS連携	○	同上	—
	7.1.1.1 CSへの自動送信	○	7.1.1 CSへの自動送信	—
	7.1.1.2 整合性確認	○	7.1.2 整合性確認	—
	7.1.1.3 カード管理状況 ～7.1.2.4 電子証明書の シリアル番号取得	×	—	個人番号カード関連は、住基業務固有の機能のため。
7.2 庁内他業務連携	○	7.2 庁内他業務連携	—	

1. 住民記録システム標準仕様書と戸籍附票システム標準仕様書との構成比較(10 / 12)

住民記録システム		戸籍附票システム		
章	項目	記載有無	項目	記載無し理由
第4章 機能要件	7.2.1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携～7.2.4 戸籍附票システム連携	×	—	住基業務固有の機能のため。
	7.2.5 個人番号カードによる証明書等の交付	○	7.2.2 個人番号カードによる証明書等の交付	—
	—	★	7.2.1 住民記録システムとの連携	—
	8 実装してもしなくても良い機能	○	8 実装してもしなくても良い機能	—
	8.1 本人通知	○	8.1 本人通知	—
	8.1.1 登録管理	○	8.1.1 登録管理	—
	8.1.2 画面表示	○	8.1.2 画面表示	—
	8.1.3 通知書出力	○	8.1.3 通知書出力	—
	8.2 特別永住者	×	—	戸籍の附票の対象外であるため。
	9 バッチ	○	9 バッチ	—
	9.1 バッチ処理	○	9.1 バッチ処理	—
	9.2 抑止対象者	○	9.2 抑止対象者	—

1. 住民記録システム標準仕様書と戸籍附票システム標準仕様書との構成比較(11 / 12)

住民記録システム		戸籍附票システム		
章	項目	記載有無	項目	記載無し理由
第4章 機能要件	9.3 除票用データベースへの移行	×	—	戸籍において除票用データベースへの移行の概念がないため。
	9.4.成年被後見人～9.8 経過滞在者	×	—	住基業務固有の機能のため。
	10 共通	○	10 共通	—
	10.1 EUC機能ほか	○	10.1 EUC機能ほか	—
	10.2 アクセスログ管理	○	10.2 アクセスログ管理	—
	10.3 操作権限管理	○	10.3 操作権限管理	—
	10.4 操作権限設定	○	10.4 操作権限設定	—
	10.5 ヘルプ機能	○	10.5 ヘルプ機能	—
	10.6 中間標準レイアウト仕様での出力	○	10.6 中間標準レイアウト仕様での出力	—
	10.7 印刷	○	10.7 印刷	—

1. 住民記録システム標準仕様書と戸籍附票システム標準仕様書との構成比較(12 / 12)

住民記録システム		戸籍附票システム		
章	項目	記載有無	項目	記載無し理由
第4章 機能要件	10.8 CSV形式のデータの取込	○	10.8 CSV形式のデータの取込	—
	10.9 マイナポータル等との接続	○	10.9 マイナポータル等との接続	—
	11 エラー・アラート項目	○	11 エラー・アラート項目	—
第5章 様式・帳票要件	—	※	今後策定予定	—
第6章 データ要件	30.1 データ構造	○	30.1 データ構造	—
	30.2 文字	○	30.2 文字	—
第7章 非機能要件	—	※	今後策定予定	—
第8章 用語	—	※	今後策定予定	—

2. 戸籍附票システム標準仕様書の全体構成（案）

- 前述の内容を踏まえ、全体構成案としては下記の通りとなります。

第1章 本仕様書について

1. 背景
2. 目的
3. 対象
4. 本仕様書の内容【**論点9**】

第2章 標準化の対象範囲

第3章 機能要件

1 管理項目

- 1.1. 附票データ
 - 1.1.1. 戸籍の附票データの管理【**論点1**】
 - 1.1.2. 改製【**論点7**】
 - 1.1.3. 戸籍の附票の除票【**論点2**】
 - 1.1.4. 改製不適合戸籍の附票の管理
 - 1.1.5. 空欄
 - 1.1.6. 年月日の管理
 - 1.1.7. 年月日の表示
 - 1.1.8. 在外選挙人及び在外投票人登録市区町村名
 - 1.1.9. 本籍・筆頭者
 - 1.1.10. 戸籍附票宛名番号、附票番号
 - 1.1.11. 支援対象者管理【**論点4**】
 - 1.1.12. フリガナ【**論点8**】
 - 1.1.13. 備考
 - 1.1.14. メモ
 - 1.1.15. 郵便番号
- 1.2. 異動履歴データ
 - 1.2.1. 異動履歴の管理
 - 1.2.2. 異動事由【**論点3**】

- 1.3. その他の管理項目
 - 1.3.1. 入力場所・入力端末
 - 1.3.2. 住所辞書管理
 - 1.3.3. 和暦・西暦管理
 - 1.3.4. 公印管理
 - 1.3.5. 交付履歴の管理
 - 1.3.6. 認証者

2 検索・照会・操作

- 2.1. 検索
 - 2.1.1. 検索機能
 - 2.1.2. 検索文字入力
 - 2.1.3. 基本検索
- 2.2. 照会
 - 2.2.1. 異動履歴照会
 - 2.2.2. 交付履歴照会
 - 2.2.3. 文字コード照会等
 - 2.2.4. 支援対象者照会
- 2.3. 操作
 - 2.3.1. 処理画面
 - 2.3.2. キーボードのみの画面操作

3 抑止設定

- 3.1. 異動・交付・照会抑止
- 3.2. 支援措置【**論点4**】★

- ※ ★の記載は業務フロー策定箇所を示します。
- ※ 【**論点X**】は3.論点の該当論点を示します。
- ※ 記載の項番については今後変更の可能性があります。

2. 戸籍附票システム標準仕様書の全体構成（案）

- 4 異動
 - 4.0.1. 異動者
 - 4.0.2. 異動日・処理日
 - 4.0.3. 審査・決裁【論点5】
 - 4.0.4. 入力確認・修正
 - 4.0.5. 一括入力
 - 4.1. 職権
 - 4.1.1. 戸籍の届出に基づく戸籍の附票の職権記載等★
 - 4.1.2. 在外選挙人及び在外投票人名簿登録市区町村の異動★
 - 4.1.3. CSから受信した戸籍の附票記載事項通知及び本籍転属通知の取込等★
 - 4.1.4. 軽微な修正
 - 4.1.5. 誤記修正
 - 5 証明★
 - 5.1. 証明書記載事項
 - 5.2. 同一の戸籍の附票の者の並び順
 - 5.3. 方書の記載
 - 5.4. 発行番号
 - 5.5. 公印・職名の印字
 - 5.6. 公用表示
 - 5.7. 文字溢れ対応
 - 6 統計
 - 6.1. 統計
 - 7 連携
 - 7.1. CS連携
 - 7.1.1. CSへの自動送信
 - 7.1.2. 整合性確認
 - 7.2. 庁内他業務連携
 - 7.2.1. 住民記録システムとの連携
 - 7.2.2. 個人番号カードによる証明書等の交付
 - 8 実装してもしなくても良い機能
 - 8.1. 本人通知
 - 8.1.1. 登録管理
 - 8.1.2. 画面表示
 - 8.1.3. 通知書出力
 - 9 バッチ
 - 9.1. バッチ処理
 - 9.2. 抑止対象者
 - 10 共通
 - 10.1. EUC機能ほか※削除検討中
 - 10.2. アクセスログ管理
 - 10.3. 操作権限管理
 - 10.4. 操作権限設定
 - 10.5. ヘルプ機能
 - 10.6. 中間標準レイアウト仕様での出力
 - 10.7. 印刷
 - 10.8. CSV形式のデータの取込
 - 10.9. マイナポータル等との接続
 - 11 エラー・アラート項目
 - 11.1. エラー・アラート項目
- 第5章 データ要件
- 30.1. データ構造
 - 30.2. 文字
- 別紙
- 1 業務フロー

3. 論点

1. 戸籍の附票データの管理項目

- 戸籍の附票データの管理項目に関する検討事項を以下に示します。

現状

- ・ 戸籍附票システムは戸籍情報システムの情報・住民記録システムから提供された情報がそれぞれ含まれている。

仕様書案

- 仕様書 第3章 機能要件-1.1.1.戸籍の附票データの管理
【戸籍の附票記載事項に当たる項目（法第17条各号及び第17条の2第1項関係）】

- ・ 戸籍の表示（本籍・筆頭者）
- ・ 氏名
- ・ 生年月日（和暦で管理すること。）
- ・ 性別
- ・ 住所（方書を含む。）の履歴（最新の住所を含む。）
- ・ 住所を定めた年月日の履歴（最新の住所を定めた年月日を含む。）
- ・ 住民票コード
- ・ 国外転出者である旨（国名等）、転出予定年月日
- ・ 在外選挙人名簿登録市区町村名、登録・抹消日、通知受領日
- ・ 在外投票人名簿登録市区町村名、登録・抹消日、通知受領日

- 【戸籍の附票の除票固有の記載事項に当たる項目】

- ・ 消除事由（職権消除、改製等）
- ・ 事由の生じた年月日

- 【戸籍の附票のその他の項目】

- ・ 戸籍附票宛名番号
- ・ 附票番号
- ・ 戸籍の附票の編製年月日
- ・ 同一の戸籍の附票の者の並び順（5.2参照）
- ・ 異動履歴として管理する各項目（1.2.1参照）

- ・ 証明書の交付履歴（1.3.5参照）
- ・ 抑止フラグ
- ・ 備考（1.1.13参照）
- ・ メモ（1.1.14参照）
- ・ 氏名のフリガナ（1.1.12参照）
- ・ 住所コード
- ・ 処理日（4.0.2参照）
- ・ 改製記載年月日（改製記載の場合）

- 【戸籍の附票の除票固有のその他の項目】
- ・ 改製消除年月日（改製消除の場合）

- 【実装してもしなくても良い機能】

戸籍の附票について、以下の項目を管理すること。

- 【戸籍の附票記載事項に当たる項目】

- ・ 世帯主氏名

■ 検討事項1：備考欄及びメモ欄を設けるか。住基のように統合記載欄が無いが、備考欄やメモ欄を設けてまで記載する事項があるか。

■ 検討事項2：1.1.13備考の実装すべき機能「自由入力できる備考欄を設けること。」について、住基の統合記載欄で言うB類型、C類型といった項目が戸籍附票システムとして必要か。

■ 検討事項3：世帯主氏名を実装すべき機能とするか。現状、事務処理要領第3の1の（1）の工に附票の様式に設けても良いものとして記載されているが、法令上の記載事項ではなく、管理項目として必要か。

3. 論点

2. 除票のイメージデータの解像度

- 除票の機能に関する検討事項を以下に示します。

現状

- 電算化前の戸籍の附票の除票は紙での管理、イメージデータでのシステム管理の2つの管理形態が存在する。
- 紙をそのまま管理またはイメージデータとしているため、様々な様式が存在する。
- 令和元年6月20日時点で廃棄していない除票は、150年間の保存が義務付けられている。
- 出力依頼頻度が比較的高く、一般市区町村においても毎日5件ほど公用請求がある。

方針

- イメージデータのシステム管理ができる機能とする。合わせてイメージデータの保存形式（解像度など）についても標準的な仕様を定義する。

仕様書案

■仕様書 第3章 1.1.3.戸籍の附票の除票

【実装すべき機能】

戸籍の附票の全部を削除したとき、又は戸籍の附票を改製したときは、除票とすること。

削除又は改製を実施した日（削除日または改製日）より150年間保存を行うこと。

保存期間を経過した除票の廃棄を行えること。

テキストデータ化が実施できていない戸籍の附票に関しては除票をイメージデータで管理できること。

イメージデータの解像度は400dpiとするが、標準準拠システム移行前に当該解像度以外で読み取ったイメージデータについては、そのままの解像度で差し支えない取扱いとする。

読み取った戸籍の附票の除票はBMP形式又はBMP形式に可逆変換できること（例：TIFF）。

読み取った戸籍の附票の除票に対してイメージ処理が行えること（例：文字追加、線描画など）。

スキャナでの戸籍の附票の除票読み込み時に濃度が調整できること。

スキャナで読み込んだ戸籍の附票の除票を回転させ、体裁を整えることができること。

スキャナの読み取り位置を設定できること。

本籍・筆頭者、在外選挙人名簿登録市区町村名等を省略（マスキング）できること。

戸籍の附票の除票のイメージデータに変更が発生した場合、システム上で訂正・保存処理を実施できること。

編集機能として、文字情報の追加・削除、認印の追加、枠や線の編集、波括弧の編集、編集内容の確認画面と承認機能を有すること。

- 検討事項：解像度は400dpiとするか。400dpiの定義は戸籍附票システムベンダの導入実態から案として記載したもの。

3. 論点

3. 異動事由

- 異動事由に関する検討事項を以下に示します。

現状

- 各ベンダの判断によって実装されている。
- 今後、附票 AP を通じて附票記載事項通知（住基法第 19条 1 項通知）が連携される。

方針

- 住民記録システムと同様、異動事由を統一する。
- 住民票に関する戸籍の附票の異動事由は、住民記録システム標準仕様書の異動事由のうち、戸籍の附票の記載事項の変更が生じない異動事由（世帯分離、住民票の改製等）、外国人住民にのみ生ずる異動事由を除いた異動事由とする（「戸籍附票システム改造仕様書」の法第19条第 1 項通知で連携される異動事由もこの整理に応じ変更する方向。）。また、戸籍に関する異動事由は、出生、死亡以外は、職権記載等を異動事由とする。

仕様書案

■仕様書 第3章 機能要件-1.2.2.異動事由

【実装すべき機能】

システムが管理する異動事由コード及び付随する区分により、以下の区分が行えること。また、以下の区分からシステムが管理する異動事由コードおよび付随する区分にマッピングができること。

異動事由は、以下のとおり区分すること。

○記載の事由

- ・出生
- ・国内転入
- ・国外転入等
- ・国外転出
- ・転居
- ・住民票コードの職権記載
- ・職権記載
- ・改製（戸籍の附票における改製を指す）
- ・再製（戸籍の附票における再製を指す）

・異動の取消し（増）

○消除の事由

- ・死亡
- ・職権消除
- ・改製（戸籍の附票における改製を指す）
- ・異動の取消し（減）

○修正の事由

- ・住民票コードの変更請求
- ・職権修正
- ・誤記修正
- ・軽微な修正
- ・異動の取消し（修正）

■ 検討事項①：異動事由の整理として十分か。

■ 検討事項②：戸籍の届出に基づく異動事由で、出生、死亡以外に規定した方が良い異動事由はあるか。

3. 論点

4. 支援対象者管理

- 支援対象者管理に関する検討事項を以下に示します。

現状

- 各ベンダの判断によって実装されている。

方針

- 戸籍附票システムにおいて抑止設定・解除機能を設ける。
- 支援対象者情報の連携については、戸籍附票事務として支援措置の申出を受けた際、住所地と本籍地が同一市区町村である場合は、戸籍附票システムから住民記録システムへ連携することも許容する。

仕様書案

■仕様書 第3章 機能要件-1.1.11.支援対象者管理

【実装すべき機能】

支援措置の実施に当たっては、支援対象者の戸籍の附票及び戸籍の附票の除票に支援対象者である旨の表示ができるとともに、戸籍附票システム内に以下に掲げる項目のデータベースを構築し、戸籍の附票及び戸籍の附票の除票の上記表示から画面遷移し、支援措置責任者の了承を得て又は支援措置責任者のみが端末画面上でデータベースを確認できること。

- 検討事項①：戸籍附票システムにおいて、住民記録システムと同様、支援措置対象者管理のデータベースで管理とするか。

■仕様書 第3章 機能要件-3.2.支援措置

【実装すべき機能】

支援対象者（併せて支援を求める者を含む。以下同じ。）が含まれる戸籍の附票の写し等の交付を実施しようとする際に、エラーとすることができること。

（中略）

また、戸籍附票事務として支援措置の申出を受けた際、住所地と本籍地が同一市区町村である場合は、戸籍附票システムから住民記録システムへ連携できること。

（後略）

- 検討事項②：住所地と本籍地が同一市区町村の場合の、戸籍附票システムから住民記録システムへ連携機能は必要か。

3. 論点 その他論点

- その他の論点について、本分科会の場でご意見をいただければと思います。

#	論点	現状	方針
5	審査・決裁機能の実装を行うべきか。	<ul style="list-style-type: none">各ベンダの判断によって実装されている。前回分科会にて、①住基ネットから伝送された連携データや、②戸籍情報システムで審査・決裁された異動は連携元で既に決裁されているため、戸籍の附票で決裁は不要ではないかとのご意見があった。	<ul style="list-style-type: none">公証行為は戸籍、住基とは別で決裁されるべきであるため、機能として定義を行う。ただし、実装の仕方として、戸籍の決裁や住基ネット連携データの取込により1つの操作で同時に戸籍の附票の決裁を行う機能とするなど、事務負担に影響のない方法とすることは問題無いと考える。
6	一部証明に係る帳票を実装すべきか。	<ul style="list-style-type: none">平成5年開催の附票部会において、帳票レイアウトが示されている。帳票の種類として、戸籍附票システムには全部証明と一部証明が実運用上存在するが、一部証明には法的根拠が存在していない。運用団体より、旧法である住民登録法に住民票の「抄本」の記載があり、戸籍の附票もその条文を準用するよう規定されているため、一部証明を運用していると想定されるとの回答があった。	<ul style="list-style-type: none">現行法に基づくものではないため、標準仕様書案としては定義しない。ただし、運用団体も存在していることから、要望があれば、「実装してもしなくても良い機能」として実装するか検討を行う。要望の確認に全国照会が必要か検討を行う。

3. 論点 その他論点

■ つづき

#	論点	現状	方針
7	改製機能の実装をどのようにすべきか。	<ul style="list-style-type: none">各ベンダの判断によって実装されている。満欄による自動改製を行わない場合においても、住所履歴の上限値の設定は必要ではないかとの意見があった。	<ul style="list-style-type: none">満欄による自動改製は行わない。任意のタイミングで手動改製を可能とする。住所履歴の上限値の設定は、住民記録システム標準仕様書にも定義されていないため、合わせて機能要件に記載すべきか、データ要件で記載すべき事項か検討を行う。
8	氏名のフリガナおよび戸籍の読み仮名への対応を、仕様書上どのような整理とするか。	<ul style="list-style-type: none">現在は管理していない。戸籍情報システムにて、令和 6年度より氏名の読み仮名を追加することについて検討中である。	<ul style="list-style-type: none">戸籍の読み仮名は戸籍側にて法令として定められた後に、戸籍の附票でどのように管理するか、住基とどのように整合性を取るかを、法務省とも連携し決定する。現在の仕様書としては、戸籍の附票としてフリガナを管理項目とすることを想定している。

3. 論点 その他論点

■ つづき

#	論点	現状	方針
9	戸籍情報システムと管理を共有する機能を定義するか。	<ul style="list-style-type: none">戸籍附票システムは、戸籍情報システムに同梱されていることが一般的であり、現行のパッケージでも機能やデータベースの一部が戸籍情報システムと共通で実装するシステム構成である。	<ul style="list-style-type: none">実装の問題と認識しているが、戸籍附票システムの標準仕様書において、戸籍情報システムとの共通機能として実装可能な機能等を、参考として記載するか。

4. その他継続検討事項

- 以下の項目については、法務省とも連携し協議を進めている事項となります。

1 戸籍情報システムの発行抑止のため、戸籍附票システムから支援措置対象者情報の連携について

2 戸籍情報システムにおいて使用される文字について

3 改製不適合戸籍について

4 戸籍附票システムにおけるEUC機能の扱い